

建設キャリアアップシステムの取組について

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の事前登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入等



技能者にカードを交付

現場の登録と技能者のカードタッチ

元請が工事を登録し、現場にカードリーダーを設置



【現場情報】

- ・現場名、工事の内容
- ・下請の施工体制
- ・下請の技能者の配置状況 等

技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



技能レベルのステップアップ



現場管理での活用

社会保険加入の確認や施工体制台帳とのデータ連携 など

◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）

◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

事前登録

元請・下請事業者は事業者登録、技能者は技能者登録

事業者登録

商号、所在地、建設業許可、
社会保険、建退共加入状況 等

技能者登録

本人情報、**所属事業者名**、
社会保険・建退共加入状況、
保有資格 等

元請による現場登録とカードリーダー設置等

◎元請と各下請が、現場ごとに、**施工体制情報**や**施工体制技能者情報**を登録し、元請がカードリーダーの設置等を行う



パソコンとカードリーダーの設置



iPhoneとカードリーダーの設置

技能者がカードタッチ等で就業履歴を登録



職長・班長としての経験日数

+

現場で従事した就業履歴

技能者の能力評価

経験や資格により、技能レベルに応じた4段階の技能レベルを表示

保有資格

就業年数

マネジメント経験



技能者の技能・経験が客観的に評価

技能者の賃金や処遇の向上

現場管理での活用や働き方改革

技能者の社会保険加入等の確認

施工体制台帳などとのデータ連携

週休2日確認や退職金制度(建退共)との連携

建設現場ごとに作成されるデータ

技能者の登録数

102.4万人が登録

※労働力調査(R3)における建設業技能者数:309万人

事業者の登録数

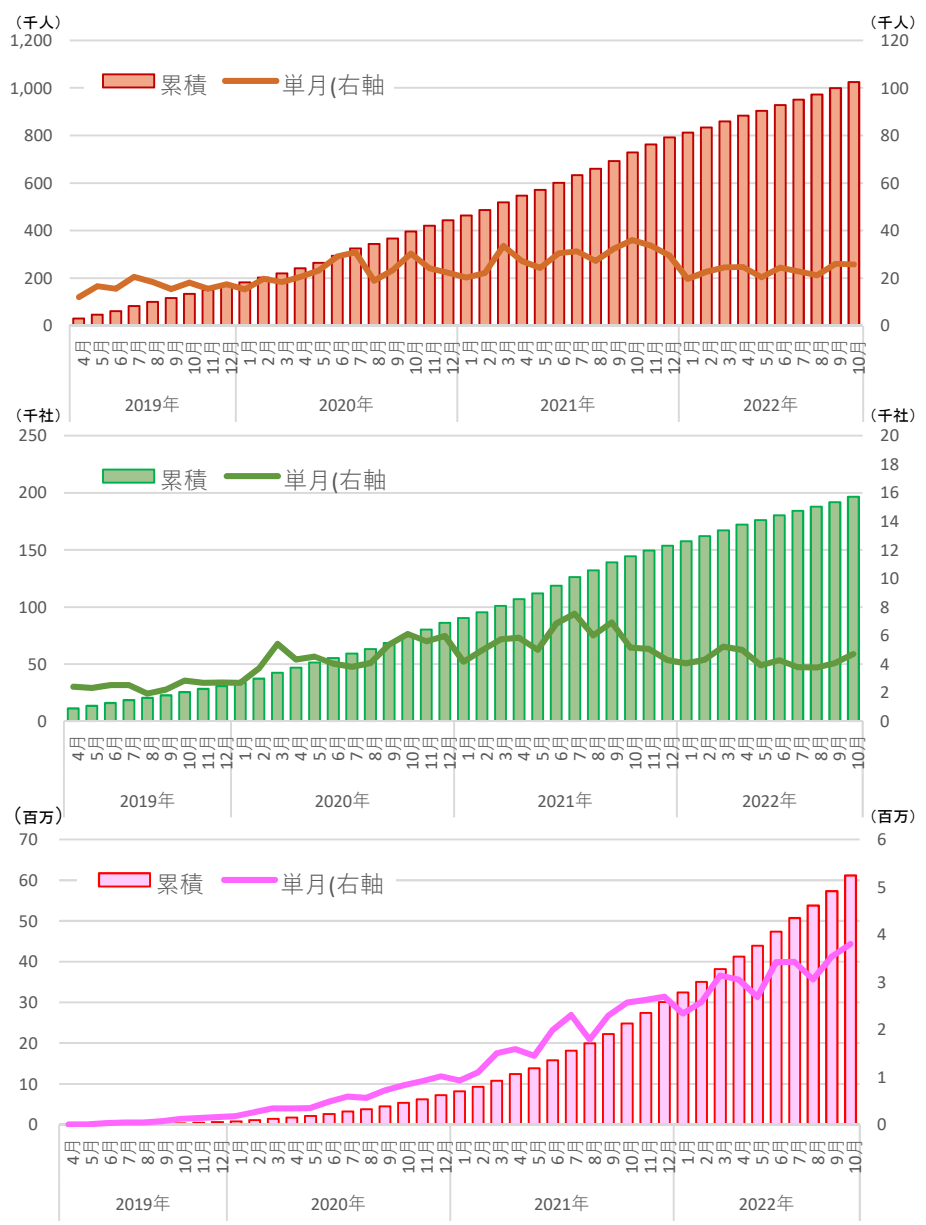
19.7万社が登録

※うち一人親方は6.2万社

就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※10月は過去最高となる380万履歴を蓄積

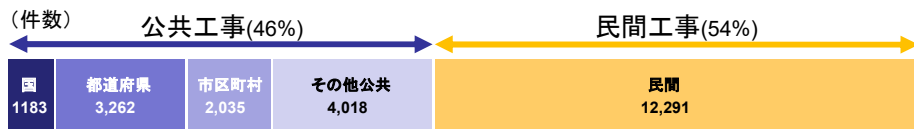


出所:建設業振興基金データより国土交通省

元請による現場利用等の状況

○元請による現場利用(現場登録)は、公共・民間工事とも広がり。元請ゼネコンの事業者登録も、規模の大きな企業を中心に進展

CCUSが利用された現場数※ (現場登録数、R3年度実績)

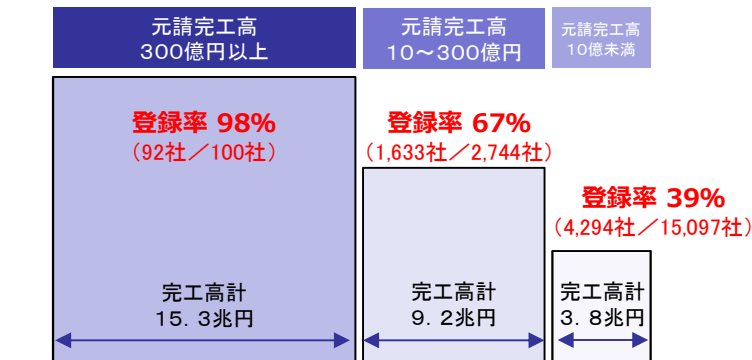


元請の企業規模(完工高)別でみたCCUS利用現場数※ (現場登録数、R3年度実績)



※ ハウスメーカー(民間工事を中心に7,000現場弱の登録実績)は除く。
 ※※団体未加盟事業者・設備工事業者・専門工事業者等


元請総合工事企業※による事業者登録の状況



※元請建設業団体(全建・日建連・全中建)加盟企業。ただし全中建企業は未精査。R4.R3未現在

公共工事におけるCCUS現場利用の促進

○元請の現場利用促進のため、国直轄工事をはじめ、都道府県や独法等による公共工事モデル工事等が拡大

国直轄工事	地方公共団体	独法・特殊会社
<p>【土木工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS義務化・活用推奨モデル工事 (義務化: 全国で64件(R3年度契約)) (活用推奨: 全国で16件(R3年度契約)) ※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について実績に基づき発注者が負担(すべてのモデル工事) ○ 地元業界の理解がある26都府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行 <p>【営繕工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS活用推奨モデル営繕工事 (全国で27件(R3年度契約)) ※予定を含む <p>【港湾・空港工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS活用モデル工事 (全国で47件(R3年度契約)) ※2月までの実績 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 36道府県が企業評価等を導入、他の全ての都県も検討を表明 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・工事評定による加点は18道府県 ・総合評価による加点は18府県 ・カードリーダー等費用補助は13道県が導入済(重複あり) </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政令市は14市で導入 <p>※今夏第2回を実施中のブロック別CCUS連絡会議等を通じ都道府県・政令市・地元業界団体と連携し、導入を推進 ※2団体において、カードリーダー等費用補助を導入済み</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 【UR都市機構】 R3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施 (R3年度は20件程度)。 【水資源機構】 R3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施。 【NEXCO西日本】 R3年度から義務化モデル工事を実施。 【NEXCO東日本】 R3年度に義務化モデル工事を1件実施。 【鉄建機構】 R3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施。

建設市場における元請完工高シェアと事業者登録の進展状況

○建設市場全体でみると、元請完工高の2/3を担う元請企業がCCUSに登録済み。

○特に、元請建設業団体会員企業では、市場規模の8割を担う元請事業者が事業者登録済み。

◆今後は、登録の増加と併せて、CCUSの現場利用の促進に一層力を入れていくことが必要。

元請建設業団体会員企業**

(日建連・全建・全中建*) 完工高計 28.2兆円

元請完工高
300億以上

完工高計 15.3兆円
企業数 100社
登録済 93社

元請完工高
10億～300億未満

完工高計 9.2兆円
企業数 2,744社
登録済 1,780社

元請完工高
10億未満

完工高計 3.8兆円
企業数 15,097社
登録済 5,000社

設備・ハウスメーカー等**

(経審受審企業) 完工高計 32.7兆円

元請完工高
300億以上

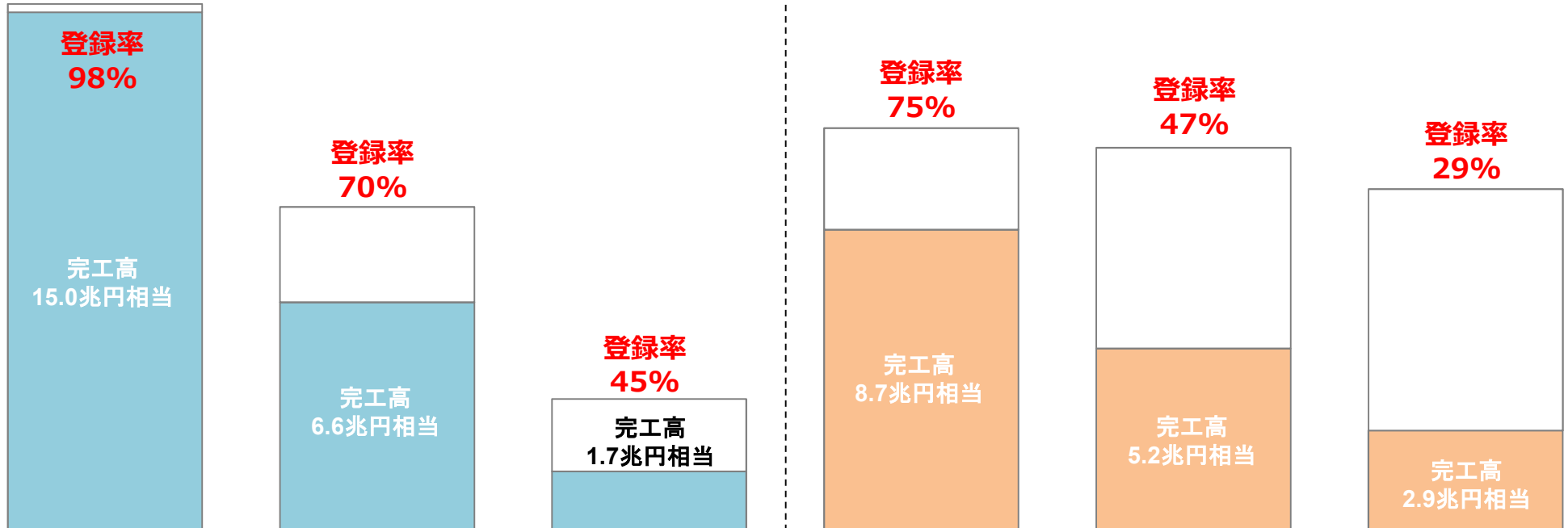
完工高計 11.6兆円
企業数 108社
登録済 77社

元請完工高
10億～300億未満

完工高計 11.2兆円
企業数 3,036社
登録済 1,302社

元請完工高
10億未満

完工高計 9.9兆円
企業数 116,345社
登録済 25,675社



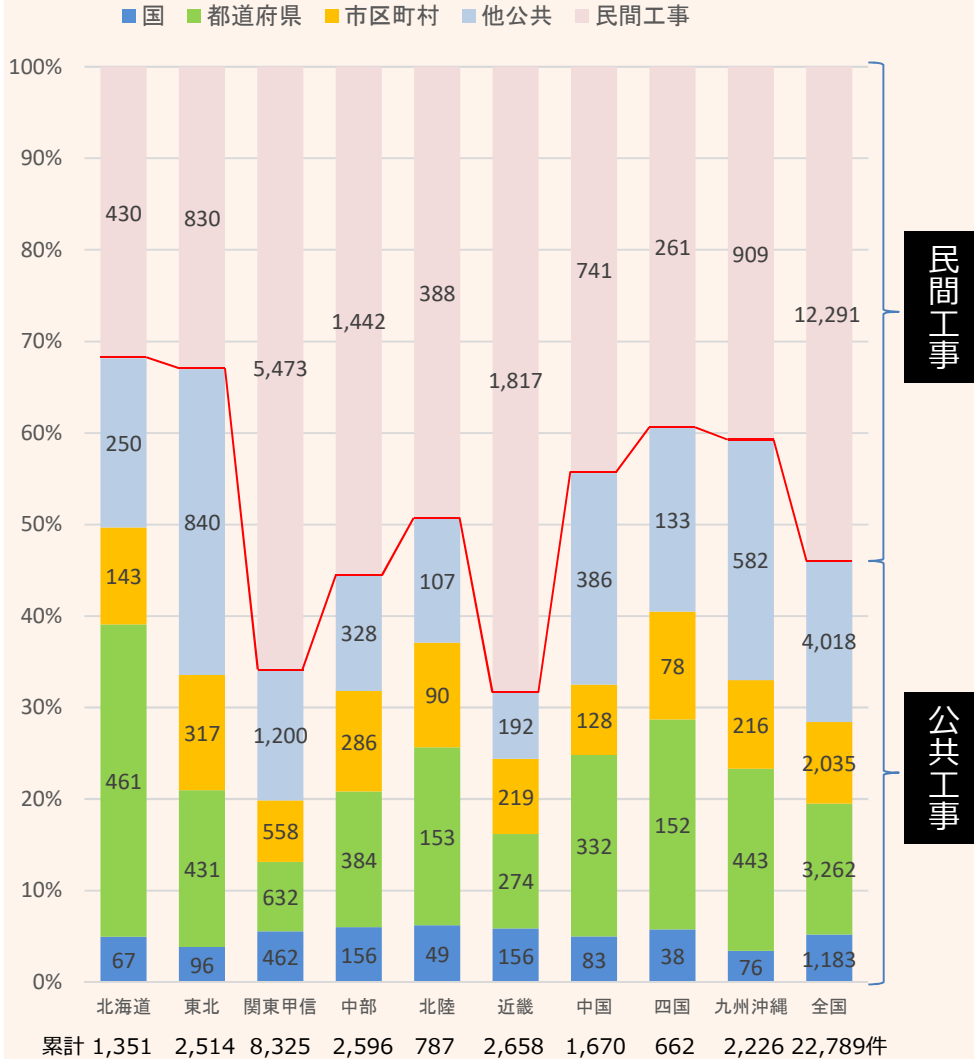
*経審受審企業の完工高を集計。元請建設業団体会員企業には全中建の会員を含まない。なお、同団体会員企業の登録率は23.4% (R3.9公表アンケート、調査時期R2.12、回答母集団661社)。

**全建加盟企業のうち、大和ハウス、積水ハウスはハウスメーカー等として分類。

経審データは2022年3月末有効先、CCUS登録データは2022年8月末の数値。

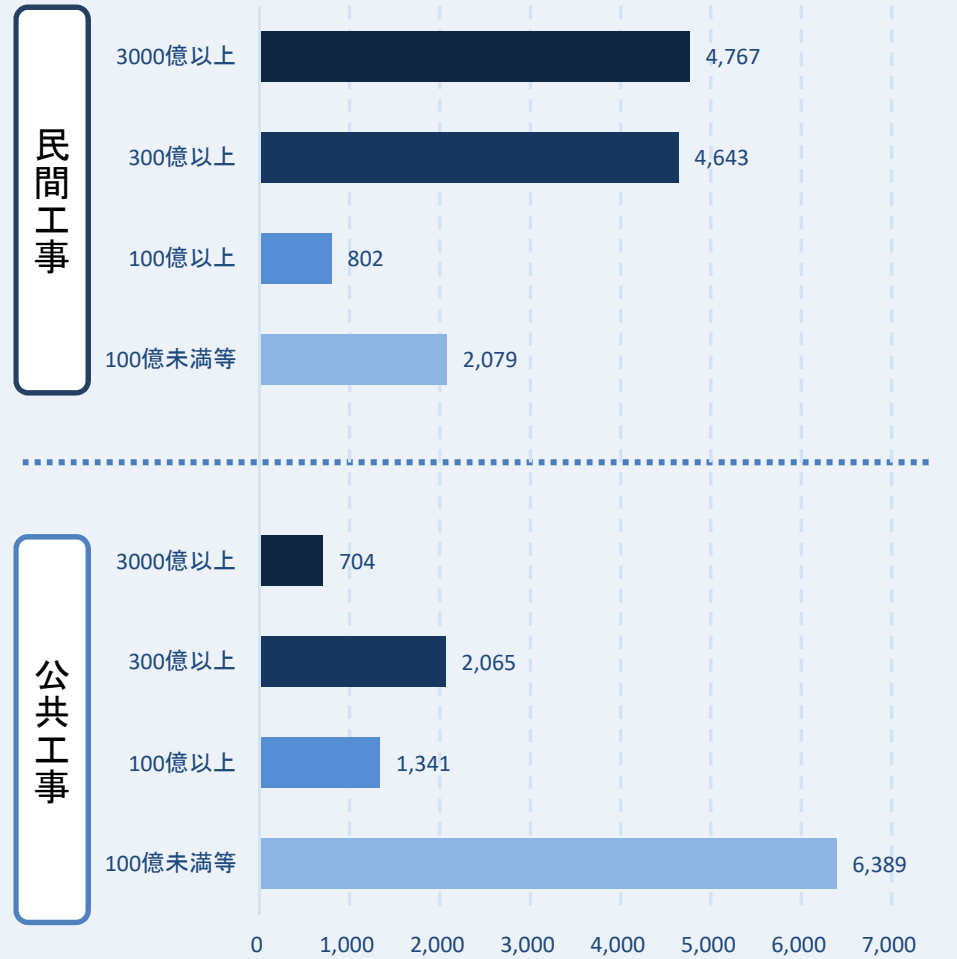
CCUS現場登録の状況（2021年度実績）

発注者別の年度登録現場数（ブロック別）



事業者元請完工高規模別の年度登録現場数

(参考) 建設投資額見通し 公共：22.2兆円 民間：32.8兆円
国土交通省「令和2年度建設投資見通し（実質値）」



- ※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、約6,600現場が登録
- ※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、年度累積（2021年4月～2022年3月）を集計
- ※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経番情報を連携させられない先（＝完工高不明先）も含まれている
- ※ 地方区分は地方整備局等(沖縄は九州に包含)に準じた

出典：建設業振興基金より、国土交通省調べ

職種別技能者のCCUS登録状況

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数
01	特殊作業員	48,966
02	普通作業員	110,874
03	軽作業員	3,536
04	造園工	7,925
05	法面工	5,166
06	とび工	88,748
07	石工	2,586
08	ブロック工	1,176
09	電工	85,152
10	鉄筋工	35,756
11	鉄骨工	11,076
12	塗装工	19,981
13	溶接工	11,469
14	運転手(特殊)	43,755
15	運転手(一般)	12,074
16	潜かん工	368
17	潜かん世話役	51
18	さく岩工	62
19	トンネル特殊工	3,060
20	トンネル作業員	4,102
21	トンネル世話役	663
22	橋りょう特殊工	3,141
23	橋りょう塗装工	746
24	橋りょう世話役	1,460
25	土木一般世話役	19,767
26	高級船員	1,241
27	普通船員	1,792

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数
28	潜水士	1,621
29	潜水連絡員	94
30	潜水送気員	338
31	山林砂防工	18
32	軌道工	2,561
33	型わく工	46,713
34	大工	12,684
35	左官	17,287
36	配管工	50,711
37	はつり工	5,303
38	防水工	20,015
39	板金工	14,743
40	タイル工	4,063
41	サッシ工	3,844
42	屋根ふき工	1,332
43	内装工	48,926
44	ガラス工	4,555
45	建具工	9,739
46	ダクト工	10,923
47	保温工	11,366
48	建築ブロック工	4,514
49	設備機械工	14,909
50	交通誘導警備員A	851
51	交通誘導警備員B	1,520
52～	その他計	185,156
技能者総数		998,479

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者*
電工	416,180
大工	350,000
配管工	216,730
塗装工	139,530
とび職	104,970
建機等操作	75,160
左官	73,470
板金工	50,470
型枠大工	45,670
鉄筋工	32,070
植木職, 造園師	27,430
ブロック積・タイル張工	27,060
溶接工	26,080
屋根ふき工	20,020
鉄骨工・橋梁工	13,930
運搬従事者・運転手	12,020
石工	5,220
警備員	1,360

* 建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。

出典：建設業振興基金（2022年9月末技能者登録数）
平成27(2015)年度国勢調査より

CCUSにおける技能者能力評価実施状況

能力評価分野	LV2(青)	LV3(銀)	LV4(金)
電気工事	733	1,693	4,835
橋梁	50	40	578
造園	143	173	823
コンクリート圧送	272	227	594
防水施工	318	379	1,100
トンネル	24	30	465
建設塗装	380	319	1,548
左官	158	202	1,317
機械土工	1,559	412	5,760
海上起重	153	42	729
プレストレスト・コンクリート	115	127	830
鉄筋	926	785	2,967
圧接	99	214	380
型枠	558	206	3,065
配管	546	341	2,505
とび	705	1,215	4,178
切断穿孔	11	22	325
内装仕上	685	558	2,862
サッシ・CW	39	87	701
エクステリア	7	4	77

※複数の分野、複数回の判定を受けている技能者の存在により、レベル別技能者数と能力評価実施状況の数字は一致しない

能力評価分野	LV2(青)	LV3(銀)	LV4(金)
建築板金	126	40	689
外壁仕上	16	12	132
ダクト	154	57	886
保温保冷	58	64	707
グラウト	67	31	597
冷凍空調	141	55	511
運動施設	19	5	150
基礎ぐい工事	409	364	1,016
タイル張り	16	18	225
道路標識・路面標示	36	64	473
消防設備	34	75	300
建築大工	93	221	550
硝子工事	53	41	268
ALC	78	20	489
土工	1,933	1,888	1,842
ウレタン断熱	1	2	0
発破・破砕	39	21	23
建築測量	1	0	1

(参考)	LV1(白)	LV2(青)	LV3(銀)	LV4(金)
レベル別技能者数	933,180	10,755	10,054	44,498

出典：建設業振興基金（2022年9月末データ）より国土交通省調べ

都道府県別技能者・事業者登録状況

R4.9末現在

No	都道府県	技能者	事業者	
			一人親方除く	
-	合計	998,487	191,955	131,575
1	北海道	51,367	7,716	5,910
2	青森県	15,174	1,537	1,271
3	岩手県	12,923	1,439	1,065
4	宮城県	31,840	4,298	3,338
5	秋田県	6,877	909	747
6	山形県	8,146	1,112	839
7	福島県	25,036	2,794	2,374
8	茨城県	19,883	3,683	2,733
9	栃木県	12,723	2,650	1,879
10	群馬県	12,046	2,542	1,842
11	埼玉県	68,292	13,267	8,256
12	千葉県	58,687	9,842	6,640
13	東京都	102,552	23,400	15,496
14	神奈川	74,322	15,170	9,836
15	新潟県	17,100	2,109	1,771
16	富山県	7,545	1,378	1,059
17	石川県	10,231	2,149	1,337
18	福井県	7,322	1,274	968
19	山梨県	5,758	1,076	810
20	長野県	13,039	2,374	1,771
21	岐阜県	16,553	3,417	2,318
22	静岡県	23,214	5,122	3,503
23	愛知県	62,569	14,375	8,912

No	都道府県	技能者	事業者	
			一人親方除く	
24	三重県	13,165	3,023	2,008
25	滋賀県	5,953	1,254	855
26	京都府	14,061	3,442	2,214
27	大阪府	72,096	16,439	10,387
28	兵庫県	30,331	6,653	4,403
29	奈良県	5,831	1,057	731
30	和歌山	3,901	750	562
31	鳥取県	3,711	566	450
32	島根県	6,298	787	635
33	岡山県	13,824	2,925	2,112
34	広島県	25,553	5,881	3,816
35	山口県	10,408	2,237	1,596
36	徳島県	5,707	1,039	725
37	香川県	9,365	1,677	1,167
38	愛媛県	9,802	1,801	1,305
39	高知県	4,984	767	519
40	福岡県	38,061	7,886	5,464
41	佐賀県	5,902	909	664
42	長崎県	7,643	1,472	1,080
43	熊本県	10,846	1,761	1,386
44	大分県	6,117	977	807
45	宮崎県	7,676	1,223	1,053
46	鹿児島県	12,333	1,928	1,475
47	沖縄県	11,720	1,868	1,486

建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

STEP 1

システムへの登録促進
元請・専門工事企業の登録を促進
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

STEP 2

現場での利用の促進
元請による現場カードリーダー等の設置促進
技能者による就業履歴の蓄積の促進

STEP 3

技能者の処遇等への反映
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

新3Kの実現
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

STEP1 システムへの登録促進

- ◎ 登録等のサポート体制
 - ・CCUSサテライト説明会
 - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

STEP2 現場での利用の促進

- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 公共工事における企業評価
 - ・総合評価やモデル工事での加点
- ◎ 社保加入の確認など、現場管理での活用

STEP3 技能者の処遇等への反映

- ◎ 週休2日の推進への活用
 - ・公共発注者による利活用
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携
- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当支給の促進
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
 - ・労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携
- ◎ 施工能力等の見える化評価

元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 都道府県では、36道府県が企業評価を導入
政令指定都市は14市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(来年1月)、現場利用をさらに促進

建退共制度とのデータ連携による掛金納付の簡略化

- ◎ 元請や1次下請が、CCUSの就業データを建退共の掛金納付と連携できる機能を供用し、事務を簡略化
- ※ 今夏から、元請や1次下請が直接にCCUSの就業実績データを建退共の掛金納付の申請に活用できるシステムを供用

技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

労務費や処遇改善への展開

労務費調査との連携 (技能者の技能経験に応じた労務費)

- ◎ 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル別に賃金目安を示すことにより、能力評価が労務費に反映される方策について検討

※ 令和3年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約14%高い実態

技能レベルを反映した手当で支給の普及

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開(現在、20社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。)

公共発注者による週休2日工事での活用

- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用(公共発注者による閲覧機能を内製化) ※令和4年12月から供用予定

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【土木工事】 青字:令和4年7月以降入札公告工事より

○ CCUS義務化・活用推奨モデル工事

(義務化:全国で64件(R3年度契約))

(活用推奨:全国で16件(R3年度契約))

- 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
※北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

○ 地元業界の理解がある28都府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨モデル営繕工事

(全国で27件(R3年度契約))※予定を含む

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

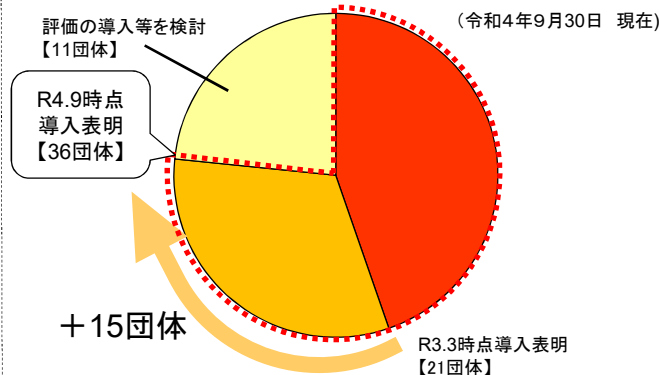
(全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○ 36道府県が企業評価の導入等を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施
(令和3年3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)
- 水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施
- NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定
- NEXCO東日本においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施予定

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**28都府県**で実施予定（他に5協会が検討中）
 - 都道府県発注工事は、**36都府県**が**企業評価の導入等を表明**し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
- ※モデル工事の工事評定での加点(20道府県)、総合評価における加点(18府県)、カードリーダー等費用補助(13県) など

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

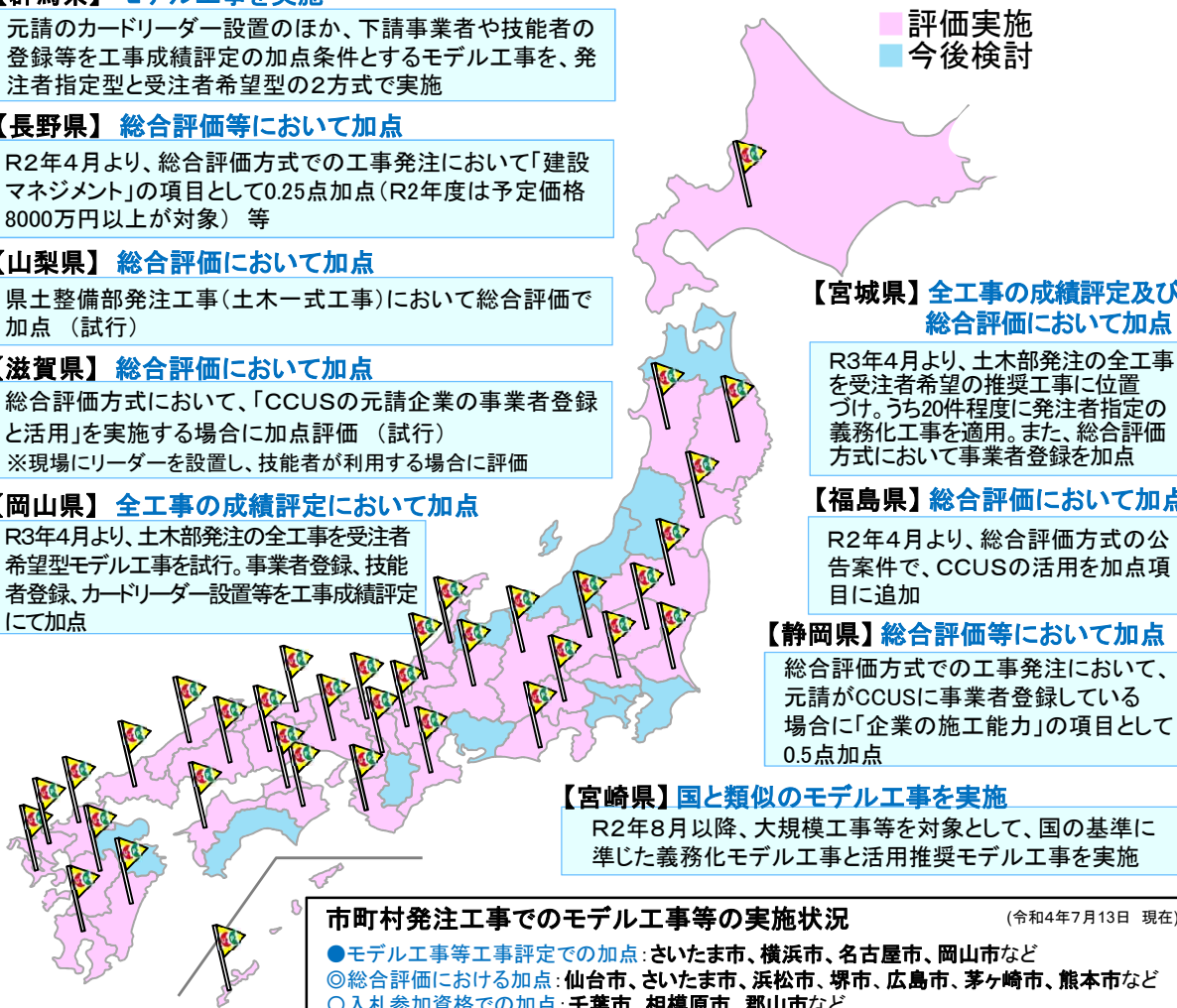
【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

■ 評価実施
■ 今後検討



【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

(令和4年7月13日 現在)

- モデル工事等工事評定での加点: さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市など
- ◎ 総合評価における加点: 仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など
- 入札参加資格での加点: 千葉市、相模原市、郡山市など

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道		●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	●◎
岩手県		●★	大阪府	●	◎
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎○
秋田県	●	◎○	奈良県	●	△
山形県		△	和歌山県	●	○
福島県	●	●◎	鳥取県		★
茨城県		●	島根県		◎
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県		●◎
埼玉県	●	●○★	山口県	●	●
千葉県		△	徳島県	●	○
東京都	●	△	香川県	○	◎★
神奈川県		△	愛媛県	●	●★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県	●	○	佐賀県		★
福井県	●	●○	長崎県	○	◎
山梨県		◎	熊本県		●★
長野県	●	◎○	大分県		△
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	●◎○	鹿児島県	●	●◎
愛知県	●	△	沖縄県	●	●
三重県	○	★			

(令和4年9月30日 現在)

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同協会において検討中
- ※赤枠は令和4年4月以降に表明されたもの
- ※カードリーダー等の費用は発注者が負担

国土交通省調べ 等

<都道府県工事での評価等>

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中
- ※赤文字は令和4年4月以降に導入を表明されたもの

都道府県・指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**28都府県**で実施予定（他に5協会が検討中）
- 都道府県発注工事：**36団体**が**企業評価の導入等**を表明
- 指定都市発注工事：**14団体**で**企業評価の導入等**を表明

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における				都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助			工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
北海道		●			●	滋賀県	●		●		
青森県						京都府	●	●	●		
岩手県		●			●	大阪府	●		●		
宮城県	●	●	●		●	兵庫県	●		●	●	
秋田県	●		●	●		奈良県	●				
山形県						和歌山県	●			●	
福島県	●	●	●			鳥取県					●
茨城県		●				島根県	●		●		
栃木県	●	●	●			岡山県	●	●			
群馬県	●	●	●	●	●	広島県		●	●		
埼玉県	●	●		○	●	山口県	●	●			
千葉県						徳島県	●			●	
東京都	●					香川県	○		●		●
神奈川県						愛媛県	●	●			●
新潟県						高知県	○				
富山県						福岡県				●	
石川県	●			●		佐賀県	○				●
福井県	●	●		●		長崎県	○		●		
山梨県	●		●			熊本県		●			●
長野県	●		●	●		大分県					
岐阜県	●	●			●	宮崎県	●	●	●	●	●
静岡県	●	●	●	●		鹿児島県	●	●	●		
愛知県	●					沖縄県	●	●			
三重県	○				●						

指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

指定都市名	工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
札幌市				
仙台市		●		
さいたま市	●	●		●
千葉市	●		●	●
横浜市	●	●		
川崎市				
相模原市			●	
新潟市				
静岡市				
浜松市		●		
名古屋市	●			
京都市		●		
大阪市		●		
堺市		●		
神戸市		●		
岡山市	●	●		
広島市		●		
北九州市				
福岡市				
熊本市		●		

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

国土交通省調べ 等

<都道府県・指定都市工事での企業評価等>

- 導入済
- 導入予定

令和4年4月以降実施

(令和4年9月30日 現在)

『ブロック別CCUS連絡会議』の開催

(全国8ブロックで開催)

各ブロックにおけるCCUSの活用・取組状況を踏まえ、建設業団体と地元都道府県等で情報共有・意見交換を実施
(日建連・各都道府県建設業協会・全中建等が参加)

<第2回連絡会議の開催状況>

- ①07/11 四国ブロック、②07/15 中部ブロック、
 - ③07/25 九州・沖縄ブロック、④07/26 近畿ブロック、
 - ⑤08/09 中国ブロック、⑥08/31 関東ブロック、
- ※ 北海道・東北ブロック、北陸ブロック(日程調整中)

議事

- 各機関のインセンティブ措置導入済み事例、検討中事項、各団体の取組状況等について説明・意見交換。



開催の様子
(令和3年9月27日・近畿ブロック(WEB))

都道府県公契連を通じた市町村への働きかけ

(原則すべての都道府県で開催)

都道府県公契連を通じて、各都道府県の市区町村の契約担当課長等に対して直接に働きかけ
(令和3年度は全47都道府県にて開催)

※令和4年度も全都道府県にて開催予定

※国・都道府県・市区町村一体となった入札契約の適正化の推進、特に市区町村における入札契約の改善の取組を一層進めるため、令和2年度より、国交省も参加・直接の働きかけを行う取組を強化。

内容

- 入札契約の改善に関する各都道府県の取組状況について、国交省本省より説明
- CCUSの活用推進、公共工事の施工確保等、発注者が連携して対応すべき内容について適切な対応を働きかけ



開催の様子
(令和3年8月20日・徳島県公契連(WEB))

改正前 最終変更: 令和元年10月18日閣議決定

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) (…中略…) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。

改正後 令和4年5月20日閣議決定



第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) (…中略…) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。

地公体に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和4年6月1日付)で対応を要請

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、経営事項審査においても、CCUSの活用状況を加点対象とする。

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
 [工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
 建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事]
- ③ 災害応急工事
 [防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事]

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での「現場・契約情報」*の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法*でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

* 現場・契約情報: 現場名、住所、連絡先、現場管理者等
 ** 直接入力によらない方法: 就業履歴データ登録標準API連携認定システム
 (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) 等
 により、当該現場において就業履歴を蓄積できる措置を実施していること

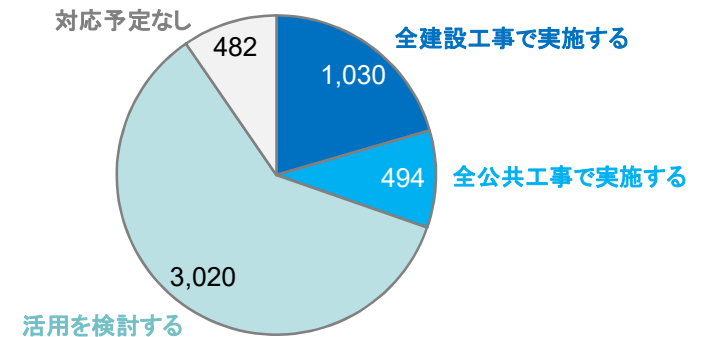
※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

【CCUS登録済企業の対応見通し】

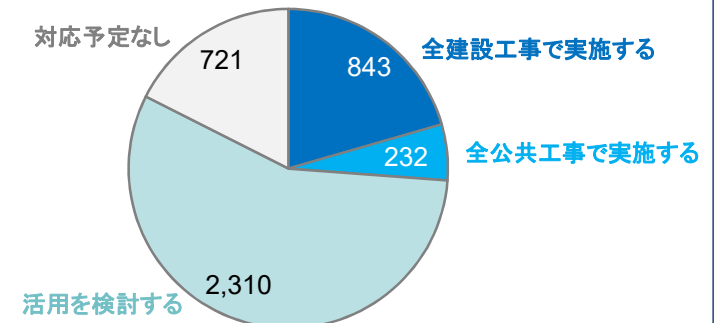
○ 来年1月の施行を控え、CCUS事業者登録済みの経審受審企業に対して、現時点での対応見通しをアンケート調査 (R4年8月)

※有効回答企業数 9,585社
 (回答総合工事業者の元請完工高: 16.7兆円(申告ベース))

【元請総合工事業者】 回答企業数 5,026 社



【設備・専門工事業者】 回答企業数 4,106 社



- 就業履歴を蓄積するカードリーダーの設置コストを削減するため、安価なカードリーダーでも利用可能となるよう就業履歴登録アプリを改修。
- デジタル化推進のため、CCUS画面に新たに入力項目を設け、施工体制台帳等※へデータが反映できるようシステムを改修

※ 施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書、作業員名簿等

カードリーダー改修

施工体制台帳等改修

CCUSカード

- 技能者ID
- 再発行回数
- カード製造番号

建設キャリアアップシステム

1234 5678 9012 34 - 01

建設 桜子

初年度登録年 2018年
有効期限 2023年 9月30日
生年月日 1970年 9月5日



施工体制台帳 2022年 9月 7日

(下請負人に関する事項)

事業主 100-0001	代表者名 下請 豊
事業種 許可業種 半代田 1	TEL 03-0000-0000
工事名 建設大学内外形影響評価(構内)新築工事 等々工事	
工事 日 2022年 9月 1日	発注日 2022年 08月 31日
電気	配管
配管	電気
電気	配管
配管	電気

- 現行反映項目：元請／下請事業者名、工事名称、現場住所・工期 等
- 今回対応範囲：許可業種、外国人従事有無、発注者情報 等

○ 今回改修を実施することで、システムの利用コスト軽減、現場管理・作業効率化などの生産性向上を実現、利用の促進を図ることで、技能者の能力評価のステップアップ、処遇改善につなげる。

- 建退共の電子申請方式によって、従来の証紙貼付方式に比べて効率的に、**直接、技能労働者に退職金の掛金を納付**（元下間の証紙交付のやりとりを省略し、元請が直接、電子的に掛金納付するため、より確実）
- さらに、**CCUSに蓄積したデータを建退共の就労実績報告作成ツールに取り込むことで、就労実績報告が正確かつ簡略化**（今夏から、元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することを可能とするシステムを供用開始）

※証紙貼付方式をはじめ、掛金納付等の適正履行を図るため、公共発注者による元請に対する履行確認を強化・徹底（令和3年3月通知「元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」）

建退共制度では、技能労働者の働いた日数に応じて退職金の掛金が納付



処遇改善のためには、**就労実績が正しく把握され、実績どおりに掛金が納付**されることが重要

証紙貼付方式による掛金納付

- 元下間での証紙交付のやりとりが生じるため、**掛金納付が不徹底になるおそれ**。どの技能労働者に貼付されたか確認が困難であり、就労の実績と納付の対応関係も不透明になりやすい



電子申請方式

- 申請に基づいて**技能労働者に直接、退職金ポイントが付与**されるため、就労実績に基づき確実に掛金が納付
- 証紙の事前購入や交付が不要**

【重要】元請が電子申請方式を選択すれば、下請による電子申請方式の採用・不採用に関わらず、掛金を電子申請で納付できる（同一現場での証紙貼付方式と電子申請方式の混在は生じない）

建退共とCCUSのデータ連携

電子申請方式
(通常)



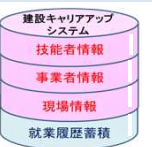
作業員名簿等の各種書類を参照して、**就労実績報告作成ツール**に、就労実績を手作業で入力する

(手作業での入力が不要で実績が正確)

CCUSに蓄積されたデータを取り込み、就労実績ファイルを作成

※元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することが可能

CCUS連携方式



就労実績報告作成ツール



就労状況報告書
(4号 月別様式)

就労実績ファイル



建退共

電子申請専用サイト



退職金ポイント



技能労働者



技能労働者に対して、直接、退職金ポイントを付与

(証紙のような元請や下請間でのやりとりが不要)

工事現場について

- ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の2現場を兼務すること。
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境（スマートフォン・web会議システム等で可）が整備されていること。
- ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲（現場間を2時間程度で移動できる距離）に存在すること。

施工体制について



- ・ 連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）を配置すること。（専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。）
- ・ 当該建設業者からの下請次数が3次以内であること。
- ・ 日々の施工体制がCCUS等※により遠隔から把握可能であること。

※CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。

運用について



- ・ 兼任にあたっては、技術者の労働時間が過大とならないよう十分に留意※しつつ、施工管理の手段及び人員配置に関する計画書を作成、保存する。

※兼務する工事の規模や難易度、類似性等を勘案し、兼任した場合の業務量等を十分検討

○ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組が広がりつつあり、
20社を超える企業で導入または検討。ひきつづき、優良事例の水平展開を図る。

※今年度の公共事業労務費調査において、元請企業から下請の技能者に直接支払われる手当を含め、技能手当の支払い実態を調査して把握

西松建設	CCUSレベル別の優良技能者制度(協学会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(特に模範となる方:3,000円)
村本建設	評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下:2,000円(R4.11から)、銀:3,000円、金:3,500円。R5.6より推薦要件化も検討
鹿島建設	職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担
五洋建設	独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に
奥村組	スーパーマスターは銀カード以上を要件(手当3,000円)
東洋建設	ランク別優良職長制度の導入を検討
清水建設	金カード保有者より優良職長選定(手当3,000円)
ヤマウラ	CCUSカード色別手当の導入を検討
青木あすなろ建設	優良技能者の認定資格条件にCCUS登録を追加
東亜建設工業	優良職長の認定基準にCCUS登録を位置づけ
浅沼組	R5より浅沼マスター資格要件にカード所持を必須化
戸田建設	優良技能者制度手当要件に技能者登録追加
大林組	優良職長制度におけるCCUS登録の義務化
飛鳥建設	R4より優良職長認定要件にCCUS登録を追加
大林道路	優良職長の条件としてCCUSを位置づけ
日本国土開発	国土優良職長認定基準にCCUS登録を検討
熊谷組	優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化
フジタ	CCUS登録を表彰要件に追加、手当支給検討
大成建設	優良技能者制度の認定基準にCCUS登録を追加
前田建設工業	優良技能者認定要件にCCUS登録を追加
大日本土木	認定要件にCCUS登録者または申請者を追加
馬淵建設	CCUSのエムゼックマスター認定要件化を検討
竹中工務店	優良職長の認定要件としてCCUS登録を義務化
三井住友建設	CCUSの活用を今後検討

※手当は日額を表示

(R4.5現在、国土交通省調べ)

○発注者がCCUSを活用し、CCUSモデル工事など、当該工事におけるCCUSの利用状況の確認や、工期内における技能者の週休2日の達成状況を効率的に確認できるよう措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)

(※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。令和4年9月頃からの供用開始を目指す。)

(1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票の確認を可能とする

- ◎ 施工体制台帳の帳票
- ◎ 作業員名簿の帳票
- ◎ 施工体系図の帳票
- ◎ 下請負業者編成表・再下請負通知書の帳票
- ◎ 社会保険加入状況の帳票

※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

書類の事務の合理化

(2) 発注工事におけるCCUSの利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

- ◎ 技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況
- ◎ 事業者のCCUSの登録状況
- ◎ 技能者のCCUS登録状況

(「CCUSの利用状況の確認画面について」参照)

※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況」も確認可能とする。(全工期まとめでの集計とすることを検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は55職種により集計を行う。)

CCUSモデル工事の履行状況の確認事務の合理化

(3) 技能者の当該工事における週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できる必要

- ◎ 技能者の週休2日の達成状況

(「週休2日の達成状況の確認画面について」参照)

※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限り、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一覧的に確認できるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)

週休2日工事における、達成状況の確認に資する (②とセット)

標準見積書の活用による労務費及び法定福利費の確保

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

※【建設業者団体宛て】「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)
【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第16号)
【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不入企第33号)

下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
 - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示
- ◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

民間発注者への要請

- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

令和4年度 建設事業主等に対する助成金(建設キャリアアップシステム(CCUS)関連の助成金一覧)

- 建設事業主団体が構成員に対し下記のCCUSの普及促進に資する事業を実施した場合に係る経費を助成
 - 事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料等の補助
 - 事業者登録、技能者登録又は見える化評価に関する申請手続きの支援(相談、情報提供等を含む)
 - カードリーダー等の導入に関する支援
- 建設事業主団体がCCUSに関する研修会・講習会の開催など評価・処遇制度の普及等に関する事業を実施した場合に係る経費を助成
- 建設事業主がCCUS技能者登録者に技能実習を受講させた場合の賃金助成の単価を割増して助成(時限措置を令和4年度も延長)

1 人材確保等支援助成金 (建設キャリアアップシステム等普及促進コース)

- 1 助成対象者** 建設事業主団体(※1)
- 2 対象となる事業**
 - ① CCUS等登録促進事業**
建設事業主団体が、中小構成員等(※3)に対し、事業者登録料(※)や技能者登録料、レベル判定手数料、見える化手数料を補助する事業(※)原則、技能者登録と一体の場合に限る。
 - ② CCUS等登録手続き支援事業**
建設事業主団体が、中小構成員等を対象に事業者登録や技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続きに関する支援を実施する事業
 - ③ CCUS就業履歴蓄積促進事業**
建設事業主団体が、中小構成員等を対象に建設現場で就業履歴を蓄積するカードリーダーなどの各種機器や専用アプリなどのソフトウェア等の導入について支援を行う事業
- 3 助成額**
建設事業主団体が負担した経費×助成率
- 4 助成率**
中小建設事業主団体(※2) 2/3
上記以外の建設事業主団体 1/2
- 5 上限額**
上記2の①～③を合計した1団体における事業年度(4/1～3/31)の上限額
全国団体 : 3,000万円
都道府県団体 : 2,000万円
地域団体 : 1,000万円
※ 令和4年度創設

2 人材確保等支援助成金 (若年者及び女性に魅力ある 職場づくり事業コース)

- 1 助成対象者** 建設事業主団体(※1)
- 2 対象となる事業**
CCUSの普及を目的とした研修会・講習会の開催など建設労働者の評価・処遇制度の普及等に関する事業
- 3 助成額**
建設事業主団体が負担した経費×助成率
- 4 助成率**
中小建設事業主団体(※2) 2/3
上記以外の建設事業主団体 1/2
- 5 上限額**
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース内における他の事業も合計した1団体における事業年度(4/1～3/31)の上限額
全国団体 : 3,000万円
都道府県団体 : 2,000万円
地域団体 : 1,000万円
※ 令和元年度創設

3 人材開分支援助成金 (建設労働者技能実習コース)

- 1 助成対象者** 中小建設事業主
- 2 対象となる技能実習**
 - 安衛法による教習及び技能講習、特別教育
 - 能開法による技能検定試験のための事前講習
 - 建設業則による登録基幹技能者講習
 - 教育訓練給付金の対象となる技術検定に関する講習など
- 3 賃金助成額単価**
 - ① 労働者数20人以下の中小建設事業主**
【通常】8,550円/人日
↓
【CCUS登録者】9,405円/人日(1.1倍)
 - ② 労働者数21人以上の中小建設事業主**
【通常】7,600円/人日
↓
【CCUS登録者】8,360円/人日(1.1倍)

※ 令和元年度創設
※ 令和2年度単価改訂・時限措置延長
※ 令和3年度時限措置延長
※ 令和4年度時限措置延長

- ※1 建設事業主団体 : 構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体
- ※2 中小建設事業主団体 : 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうち占める中小建設事業主の割合が2/3以上の団体
- ※3 中小構成員等 : 建設事業主団体の構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、構成員と元下関係になるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方

- CCUSの技能者登録数が100万人に迫りつつあるなか、CCUSの認知度の高まりを背景として、民間事業者からCCUS登録技能者に対して特典を提供したいという声が寄せられている。
- こうした特典情報を広く周知し、多くの技能者の方々が特典を享受できるよう、一定の基準を満たす特典提供の申し出について、CCUS登録技能者全員に直接情報提供するとともに、HP等で広報。
- 9月末現在申し出は20件(随時受け付け)。なお、本事業はCCUSの負担なしに実施している。

特典の例

- **CCUS登録技能者を対象とする割引サービス**
 - ✓ 資格取得講座費用の割引(最大3万円割引)
 - ✓ カーリース契約でのキャッシュバック(最大15万円分商品券)
 - ✓ レンタカー利用時の割引
- **ECサイトにおける割引・ポイント付与**
 - ✓ 電動工具ECサイト登録時に500pt(500円相当)、誕生月に200pt(200円相当)進呈)
- **地域における特典**
 - ✓ ワークマンプラス(2店舗)、飲食店(3店舗)
 - ✓ 各種コンサルティングサービス

情報はホームページ下部のバナーから



提携サービスマップ(イメージ)



ホーム > CCUS登録技能者特典

特典の詳細内容は企業ロゴ又は特典内容はこちらをクリック

スキルアップ・資格取得 日建学院 知の世紀を拓く TAC	カーリース 新しいクルマの持ち方 あいおいニッセイ同和損保 NISSAI INSURANCE GROUP	販売サービス ・ワークマンプラス 松江店 ・ワークマンプラス 魚津店 特典内容は こちら	期間限定特典 準備中
ECサイト・ネットサービス ビルディ プロの現場を応援します。	相談・コンサルティング ・山田土地建物(株) ・岡高志行政書士事務所 ・行政書士しんたに法務事務所 ・行政書士藤光事務所 ・ドレミング東京 特典内容は こちら	飲食サービス ・Bar 七曲署 ・鉄板焼工キ ・船来屋 特典内容は こちら	応援団への参加はこちら ・CCUS応援団について ・実施要項 ・特典提供登録シート

- CCUS登録技能者への直接メリットの提供、CCUS未登録技能者の登録促進等を図る観点から、CCUS登録技能者がCCUSカードで自動販売機にタッチすると、飲料を無料で提供する機能を持つ「CCUS応援自販機」の第1号機を8月下旬に建設現場に設置。
- 「CCUS応援自販機」は、サントリーが同社の独自システムを活用し、開発。
- 無料で提供する飲料費は元請負担となるものの、「CCUS応援自販機」により元請事業者は建設現場で働く技能者に直接メリットを提供することが可能。
- 無料で提供する本数、期間等を設定するだけで、「CCUS応援自販機」を即現場で利用することが可能。
- この取組を「CCUS応援自販機」と名付け、様々な建設会社での展開を図っているところ。なお、本事業はCCUSの負担なしに実施している。

設置目的

- CCUS登録技能者への直接メリットの提供
- CCUS未登録技能者の登録促進
- カードタッチ率の向上



CCUS応援自販機の概要

- サントリーの独自システムを活用し、自動販売機がCCUSカードを判別して、飲料を提供する仕組み。
- 無料で提供する本数、期間等を設定するだけで、「CCUS応援自販機」を即現場で利用することが可能。



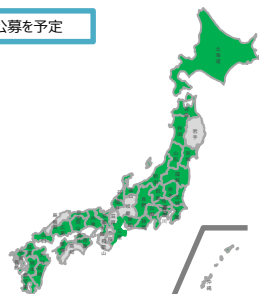
認定登録機関・登録支援機関

認定登録機関

緑：開設済み 40都道府県 / 空白県：公募を予定

事業者登録・技能者登録の申請書類の受付から審査・登録まで**窓口で実施**（全国234箇所開設）（R4年8月1日現在）

※**書面による申請**、写真付きの**身分証がない申請**は、認定登録機関でのみ可能。技能者登録は、「詳細型登録」のみの受け付け



登録支援機関

会員企業等の限定された申請者を対象に、申請書類の受取りや記入補助、運営主体に代わって情報をシステムに登録（全建傘下26協会等）

カードリーダー等の購入等に係る経費の助成

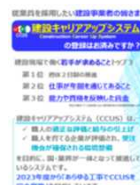
◎ CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対してカードリーダーの購入等に係る経費を助成【厚労省】

事業内容	対象経費
就業履歴蓄積促進事業 建設事業主団体が、中小構成員等におけるカードリーダー等の各種機器等の導入を促進する事業	<ul style="list-style-type: none"> カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等の導入に係る契約費用（初期費用、月額利用料等）、機器設置費用、説明会開催費用など 上記費用について中小構成員等に対して助成した額

※このほか、建設事業主団体が、中小構成員等に対して事業者登録料や技能者登録料の全部または一部を補助する事業についても助成

求人・求職活動との連携

◎ ハローワークにおいて求職者に対してCCUS登録済み企業への応募を勧奨、技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主に対し、求人票の作成支援の取組を開始



建設事業主向けリーフレット



求職者向けリーフレット

◎ 『助太刀』『パワーワーク』といった民間マッチングサービスにおいてCCUS登録済み利用者にCCUSマークをバッジ表示する取組を開始（試行）

現場利用等の疑問にきめ細かくサポートする体制づくり

FAQや問い合わせメールフォームで質問に対応

- ◎ 登録や現場利用等に係るサポートとして、建設業振興基金のホームページ上で「FAQ（よくあるご質問）」を掲載
- ◎ 建設業振興基金のHP上の「お問い合わせメールフォーム」を利用したメールでの問い合わせに対して、直接に回答してサポート

『CCUSサテライト説明会』の開催

◎ 2020年9月からZoomを活用したWeb説明会「サテライト説明会」を開催（約3,526件、参加者数延べ約7,633名）（7月末時点）

※建設業振興基金のホームページからフォームをダウンロードして申込みが可能

CCUS事業本部 サテライト会場



Zoom



『CCUS認定アドバイザー』

◎ CCUSの登録のほか、現場運用等に関する専門的知識を習得し、CCUS利用者に対する適切な助言等を行うことができる総合アドバイザー
※6月末現在322名を認定

『CCUSチャンネル』

◎ ユーザーからニーズが高いCCUS概要説明や、現場運用に関する情報をはじめ、CCUSについてわかりやすく解説するコンテンツを配信

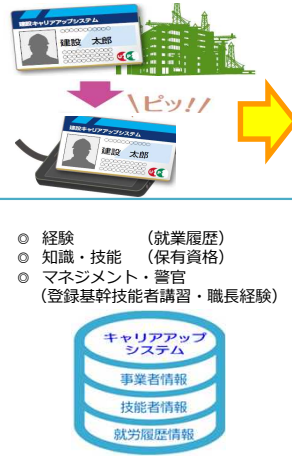


- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した38分野(※))に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。
(令和4年8月末現在 レベル4:44,171人 レベル3:9,670人 レベル2:10,441人)

制度の概要

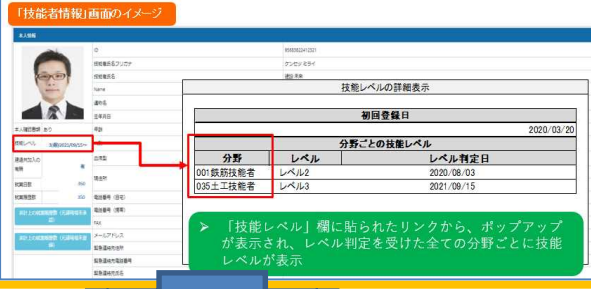
建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を登録

<技能者の保有資格のほか、カードタッチ等で就業履歴を登録>



技能者情報画面：サンプル

技能者情報(メニュー画面の「310_閲覧」から「10_技能者情報」)では、技能レベル(Lv1~Lv4の数値)のみを表示していましたが、2022年4月よりレベル判定を受けたLv2以上を対象として技能レベルに加えて分野(電気工事技能者、橋梁技能者等)を併せて表示します。

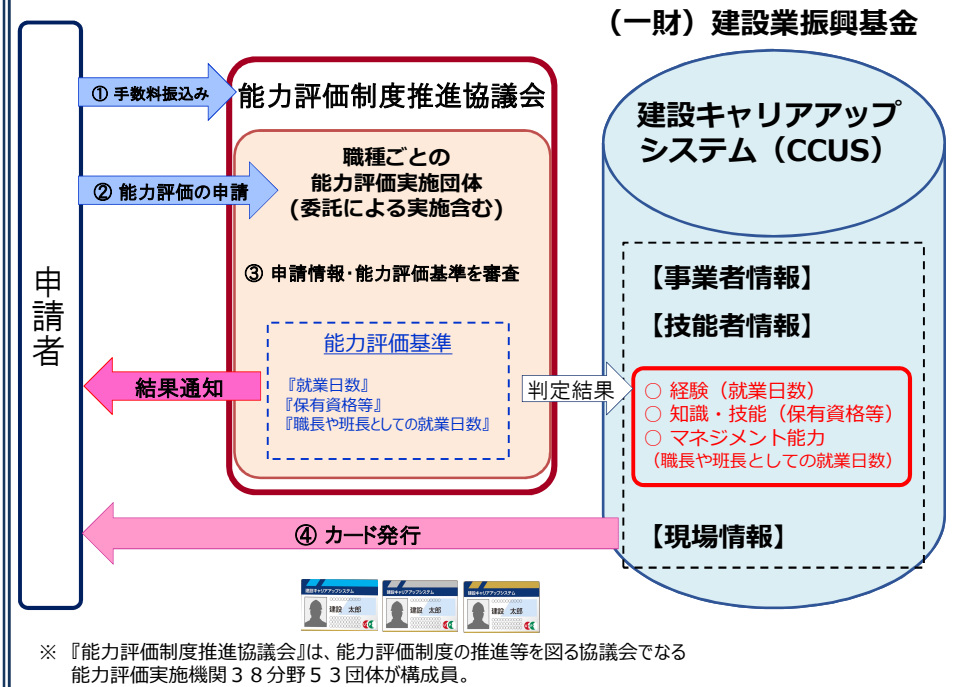


技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



技能者の能力評価手続の概要

- ① 事前に、能力評価制度推進協議会に評価手数料を振込(4,000円)
- ② 申請者は、能力評価実施団体に能力評価の申請を行う
- ③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施
- ④ ②の評価を受けて、建設業振興基金が(能力評価を反映した)カードを発行



※ 【能力評価対象分野】：電気工事、橋梁、造園、コンクリート圧送、防水施工、トンネル、建設塗装、左官、機械土工、海上起重、PC、鉄筋圧接、型枠、配管、とび、切断穿孔、内装仕上、サッシ・CW、エクスリア、建築板金、外壁仕上、タクト、保温保冷、グラウト、冷凍空調、運動施設、基礎くい工事、タイル張り、道路標識・路面標示、消防施設、建築大工、硝子工事、ALC、土工、ウレタン断熱、発破・破砕、建築測量

能力評価対象分野の拡大について

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した38分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

電気工事 (一社)日本電設工業協会	橋梁 (一社)日本橋梁建設協会	造園 (一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	コンクリート圧送 (一社)全国コンクリート 圧送事業団体連合会	防水施工 (一社)全国防水工事業協会
トンネル (一社)日本トンネル 専門工事業協会	建設塗装 (一社)日本塗装工業会	左官 (一社)日本左官業組合連合会	機械土工 (一社)日本機械土工協会	海上起重 (一社)日本海上起重技術協会
プレストレストコンクリート (一社)プレストレスト・ コンクリート工事業協会	鉄筋 (公社)全国鉄筋工事業協会	圧接 全国圧接業協同組合連合会	型枠 (一社)日本型枠工事業協会	配管 (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび (一社)日本建設躯体 工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	切断穿孔 ダイヤモンド工事業協同組合	内装仕上 (一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業 協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	サッシ・カーテンウォール (一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	エクステリア (公社)日本エクステリア建設業協会
建築板金 (一社)日本建築板金協会	外壁仕上 日本外壁仕上業協同組合連合会	ダクト (一社)全国ダクト工業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	保温保冷 (一社)日本保温保冷工業協会	グラウト (一社)日本グラウト協会
冷凍空調 (一社)日本冷凍空調 設備工業連合会	運動施設 (一社)日本運動施設建設業協会	基礎ぐい工事 (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	タイル張り (一社)日本タイル煉瓦工事工業会	道路標識・路面標示 (一社)全国道路標識標示業協会
消防施設 (一社)消防施設工事協会	建築大工 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会 (一社)全国住宅産業 地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	硝子工事 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	A L C (一社)A L C協会	土工 (一社)日本機械土工協会
ウレタン断熱 (一社)日本ウレタン断熱協会 ●令和4年4月1日より	発破・破砕 (一社)日本発破・破砕協会 ●令和4年4月1日より	建築測量 (一社)全国建築測量協会 ●令和4年6月1日より		

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

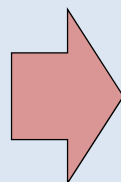
- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等

施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等

コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等



【評価結果】 評価を受けた職種について ☆～☆☆☆☆の4段階で評価

職種
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆

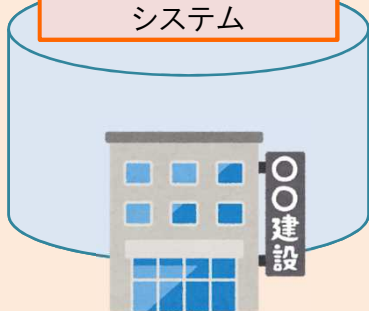


(見える化ロゴマーク・バナー)

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

【評価の申請者】 専門工事企業

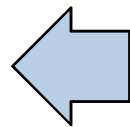
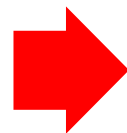
建設キャリアアップ
システム



◎ 申請する事業者は見える化評価の職種について建設キャリアアップシステムの事業者登録をしてあること

施工能力（レベル3以上の技能者数の割合）について申請を行う職種の技能者の能力評価を反映

見える化評価の申請



評価結果通知

【評価実施機関】 専門工事業団体



評価基準を策定し、評価を実施。結果を公表

専門工事業団体
(評価実施機関)



建設技能者の能力評価制度

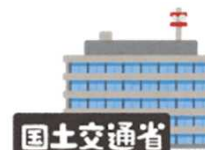


初級技能者
(見習い)

中堅技能者
(一人前の技能者)

職長として現場に従事できる技能者

高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）



- ◎ 評価実施機関が策定する評価基準を認定
- ◎ 評価基準を公表

※評価結果は国土交通省のホームページでも公表

[施工能力等の見える化評価]実施機関一覧

職種	見える化評価実施機関	問合せ先・団体HP	申込HP
基礎ぐい	(一社) 全国基礎工事業団体連合会	03-3612-6611 http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/	http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/contents/mieruka.html
	(一社) 日本基礎建設協会	03-6661-0128 http://www.kisokyo.or.jp/	準備中
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合	03-3454-6990 https://www.dca.or.jp/	https://www.dca.or.jp/evaluation-criteria.html
機械土工	(一社) 日本機械土工協会	03-3845-2727 http://www.jemca.jp/	http://www.jemca.jp/mieruka/kikai_mieruka.html
建築大工 (工務店)	全国建設労働組合総連合	03-3200-6221 https://www.zenkenoren.org/	https://www.zenkenoren.org/training/sistemuriyou_niyorumeri/koumutenhyouka/
	(一社) JBN・全国工務店協会	03-5540-6678 https://www.jbn-support.jp/	準備中
	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	03-3537-0287 https://www.jyukatsukyo.or.jp/	準備中
鉄筋	(公社) 全国鉄筋工事業協会	03-5577-5959 https://www.zentekkin.or.jp/	準備中
鳶・土工	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会	03-3972-7221 http://nihonkutai.or.jp/	http://nihonkutai.or.jp/2021/09/29/%e3%80%8c%e5%b0%82%e9%96%80%e5%b7%a5%e4%ba%8b%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%81%ae%e6%96%bd%e5%b7%a5%e8%83%bd%e5%8a%9b%e7%ad%89%e3%81%ae%e8%a6%8b%e3%81%88%e3%82%8b%e5%8c%96%e8%a9%95%e4%be%a1%e3%80%8d-%e5%8f%97/
土工 ※R4.3.29より	(一社) 日本機械土工協会	03-3845-2727 http://www.jemca.jp/	準備中
左官 ※R4.3.29より	(一社) 日本左官業組合連合会	03-3269-0560 http://www.nissaren.or.jp/	準備中
PC工事 ※R4.3.29より	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会	03-3260-2545 http://www.pckouji.jp/	http://www.pckouji.jp/mieruka/mieruka.html
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	(検討中)	
圧接	全国圧接業協同組合連合会	(検討中)	
型枠	(一社) 日本型枠工事業協会	(検討中)	
配管	全国管工事業協同組合連合会	(検討中)	
エクステリア	(公社) 日本エクステリア建設業協会	(検討中)	
内装仕上工事	(一社) 全国建設室内工事業協会	(検討中)	
運動施設	(一社) 日本運動施設建設業協会	(検討中)	

齊藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R4.9.7)

開催概要

日時：令和4年9月7日 16:00～17:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和5年度概算要求、建設業の賃金引上げに向けた取組、建設資材の価格高騰、働き方改革等の推進 等

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含め、引き続き、必要かつ十分な公共事業予算の確保を図っていくこと、業界の実態としても施工余力に問題がないことについて再確認。
- また、前回の意見交換会で申し合わせた「概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進める」という点について、官民一体となって取り組んでいくことを再確認。
- さらに、建設キャリアアップシステムの更なる利用促進、建設資材の価格高騰対策、働き方改革の推進、インフラDX等を通じた生産性向上、地方公共団体における入札契約の適正化等についても議論。



持続可能な建設業に向けた環境整備検討会

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。**

委員

座長	楠 茂樹	上智大学法学部 教授	
	榎並 友理子	日本IBM株式会社 執行役員 公共事業部長	
	恵羅 さとみ	法政大学社会学部 准教授	
	大森 有理	弁護士	
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科 准教授	
	原 昌登	成蹊大学法学部 教授	
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科 教授	(敬称略)

第1回検討会の様子



主な検討事項

○建設資材価格の変動への対応

- ・ 資材価格変動に対応しやすい契約について
 - 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など

○建設技能者の処遇改善

- ・ 技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - 重層下請構造の適正化、労務の需給調整 など
 - ・ 賃金を下支えする仕組みについて
 - 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例※ など
- ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度

8月3日	第1回	論点整理
9月5日	第2回	事業者ヒアリング①
9月8日	第3回	事業者ヒアリング②
10月26日	第4回	価格変動への対応

…

年度内 とりまとめ (予定)

建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。 ※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

構成団体等（合計106団体）

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

建設業団体(82団体)

- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) 建設産業専門団体連合会 ○
- (一社) 建築開口部協会
- (一社) 住宅生産団体連合会
- (一社) 消防施設工事協会
- (一社) 情報通信エンジニアリング協会
- (一社) 全国基礎工事業団体連合会
- (一社) 全国クレーン建設業協会
- (一社) 全国建行協
- (一社) 全国建設業協会 ○
- (一社) 東京建設業協会
- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
- (一社) 全国建設室内工事業協会
- (一社) 全国タイル業協会
- (一社) 全国ダクト工業団体連合会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 全国中小建設工事業団体連合会
- (一社) 全国鐵構工業協会
- (一社) 全国道路標識・標示業協会
- (一社) 全国特定法面保護協会
- (一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 全日本瓦工事業連盟
- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本アンカー協会
- (一社) 日本ウエルポイント協会
- (一社) 日本ウレタン断熱協会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社) 日本海上起重技術協会
- (一社) 日本型枠工事業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本基礎建設協会
- (一社) 日本橋梁建設協会
- (一社) 日本金属屋根協会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本グラウト協会
- (一社) 日本計装工業会
- (一社) 日本建設業経営協会
- (一社) 日本建設業連合会 ○
- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- (一社) 日本建設組合連合
- (一社) 日本建築板金協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本シャッター・ドア協会
- (一社) 日本潜水協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本タイル煉瓦工事業工業会
- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本塗装工業会
- (一社) 日本鳶工業連合会
- (一社) 日本トンネル専門工事業協会
- (一社) 日本内燃力発電設備協会
- (一社) 日本配管工事業団体連合会
- (一社) 日本保温保冷工業協会
- (一社) 日本屋外広告業団体連合会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) ビルディング・オートメーション協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- (一社) フローリング協会
- (一社) マンション計画修繕施工協会

- (公財) 建設業適正取引推進機構
- (公社) 全国解体工事業団体連合会
- (公社) 全国鉄筋工事業協会
- (公社) 日本エクステリア建設業協会
- 全国圧接業協同組合連合会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
- 全国管工事業協同組合連合会
- 全国建設業協同組合連合会
- 全国建設労働組合総連合 ○
- 全国建具組合連合会
- 全国ポンプ・圧送船協会
- 全国マスタック事業協同組合連合会
- 全日本板金工業組合連合会
- ダイヤモンド工事業協同組合
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体(8団体)

- (一財) 建設業振興基金
- 建設業労働災害防止協会
- (公財) 建設業福祉共済団
- (公社) 全国ビルメンテナンス協会
- 全国社会保険労務士会連合会
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 日本行政書士会連合会
- 日本建設産業職員労働組合協議会
- 国土交通省**
- 大臣官房会計課
- 大臣官房技術調査課
- 大臣官房官庁営繕部計画課
- 不動産・建設経済局建設業課
- 不動産・建設経済局建設市場整備課(事務局)

発注者団体(16団体)

- (一社) 全国住宅産業協会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本経済団体連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電機工業会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会
- (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
- (公社) 全日本不動産協会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (公社) 日本建築積算協会
- 電気事業連合会
- 日本商工会議所

オブザーバー(地方関係団体)

- 全国市長会
- 全国知事会
- 全国町村会

行政関係機関

- 厚生労働省
- 労働基準局労働保険徴収課
- 職業安定局雇用保険課
- 職業安定局建設・港湾対策室
- 雇用環境・均等局勤労者生活課
- 保険局保険課全国健康保険協会管理室
- 年金局事業管理課
- 日本年金機構 厚生年金保険部

◎:会長 ○:副会長(4)
赤字:第2回からの新規加入団体

建設キャリアアップシステム

国土交通省ポータルサイト

「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組みです。若い世代の技能者の方がキャリアパスや処遇の見直しをもてる、技能・経験に応じて給与を上げる、技能者を雇用し育成する企業が伸びている建設業を目指し、国土交通省と建設業団体で連携して普及・利用促進に取り組んでいます。

- | | | |
|--|---|---|
| <p>CCUSの概要 ▶</p> <p>○制度の概要や機能・メリット、目指す道筋等をご紹介します</p> | <p>建設業振興基金CCUSサイト ▶
<small>※ (外部サイト)</small></p> <p>○システムへの登録や利用に関する情報</p> | <p>建設業で働くやりがい・魅力 ▶
<small>(関連リンク集)</small></p> <p>○建設業で働く方の地域の安全・安心や災害時の活動等を紹介するリンク集です</p> |
| <p>労務費等につなげる取組 ▶</p> <p>○能力評価などを労務費等につなげる取組をご紹介します</p> | <p>建退共との連携 ▶</p> <p>○建退共の電子申請方式等との連携を進めています</p> | <p>公共工事でのインセンティブ ▶</p> <p>○直轄工事や都道府県等の公共工事におけるインセンティブを掲載しています</p> |
| <p>技能者の方の能力評価制度 ▶</p> <p>○技能者の方のステップアップに関する手続きなどをご紹介します</p> | <p>施工能力等の見える化 ▶</p> <p>○専門工事企業の施工能力等の見える化に関する手続きなどをご紹介します</p> | <p>各種施策連携・支援策 ▶</p> <p>○ハローワークや、各種助成制度、他の施策との連携を推進しています</p> |
| <p>現場利用の手引き ▶</p> <p>○CCUSを現場利用する場合の基本的なポイントをご紹介します</p> | <p>下請事業者向け手引き ▶</p> <p>○下請事業者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します</p> | <p>技能者向け手引き ▶</p> <p>○技能者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します</p> |
| <p>CCUS登録事業者検索 ▶
<small>※ 建設業振興基金へ (外部)</small></p> <p>○登録済事業者が検索できます</p> | <p>推進体制 ▶</p> <p>○制度の運営や普及促進に関する体制や会議資料等を掲載しています</p> | <p>関係資料 ▶</p> <p>○制度全般に関する通知や関連資料などをご紹介します</p> |